

## 資料2－2

### (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書 委員から寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解

令和8年1月16日委員会資料  
松戸市 清掃施設整備課

#### 第1回委員会

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(10月17日委員会での質疑・意見) ゼブラゾーン内緑地に、どのような樹種を植える等の計画はあるか。緑地が消失する中で、ゼブラゾーン内緑地も重要な緑地であるため、樹種等はよく考慮すること。	(10月17日委員会での回答) 現時点では、緑地の箇所として設けているのみであり、詳細な計画は決まっておりませんが、可能な限りゼブラゾーン内緑地の樹種等も考慮してまいります。
2	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(10月17日委員会での質疑・意見) 多目的広場が大きく削られ、駐車場の位置も変更されるなかで、人の導線と緑のゾーンをどのように配置して、人と自然との触れ合いの関係ができるのかが気になるところである。歩道や緑地のバランスを考え、人と自然との触れ合いの活動の場として配慮した計画とすること。	(10月17日委員会での回答) 今後の事業計画の参考とさせていただきます。
3	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(10月17日委員会での質疑・意見) 方法書時から建物の配置が南側にずれた理由は何か。方法書では緑地の保全に関する意見が多くたが、緑地保全のために最大配慮して建物の配置が計画されていると理解してよいか。	(10月17日委員会での質疑・意見) 主な理由としては、日照阻害に関する影響を低減するために、南側に移動しております。ただし、可能な限り緑地及び多目的広場が確保できるように、検討してまいります。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
4	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図 2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(11月7日現地調査での質疑・意見) 多目的広場の北東側の樹林もすべて伐採してしまうのか。	(11月7日現地調査での回答) 詳細な計画は決まっておりませんが、可能な限り既存の樹木を残すように努めてまいります。
5	2-7, 8	2-3 都市計画対象事業の内容	1. 土地利用計画 図 2-3-4-1 本施設の土地利用計画	(11月7日現地調査での質疑・意見) 本計画施設の建築物は、多目的広場の芝生広場まで範囲が広がることだが、地盤高さは旧施設側又は芝生広場側のどちらに合わせるのか。	(11月7日現地調査での回答) 旧施設の建物がある地盤面に合わせるため、芝生広場等の多目的広場の切土を行う計画です。
6	2-12~14	2-3 都市計画対象事業の内容	(1) ごみ処理の流れ	(11月7日現地調査での質疑・意見) 本計画施設から発生する焼却灰はどのように処理するのか。	(11月7日現地調査での回答) 再資源化可能か検討し、再資源化以外の焼却灰は最終処分する計画です。
7	2-17	2-3 都市計画対象事業の内容	4. 建築計画	(11月7日現地調査での質疑・意見) 煙突の高さが周りの住宅地に対して低いのではないか。	(11月7日現地調査での回答) 航空法の関係から煙突高さの上限が55mに制限されています。
8	2-33	2-3 都市計画対象事業の内容	④ 悪臭対策	(10月17日委員会での質疑・意見) 悪臭の影響は施設からの漏洩だけでなく、煙突排ガスからの悪臭も想定される。そのため、悪臭に係る苦情があった場合には、煙突排出の悪臭調査ができるように準備が必要である。	(10月17日委員会での質疑・意見) 今後の事業計画の参考とさせていただきます。 (10月17日委員会後の回答) 運営事業者による環境管理業務の中で年2回以上、煙突排出口及び敷地境界において、悪臭測定を実施する考えです。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	2-38	2-3 都市計画対象事業の内容	(1) 工事工程	(10月17日委員会での質疑・意見) 旧施設（クリーンセンター）の建屋はまだ残っているのか。解体と新設が事業として一体化されている場合は、解体についてもアセス対象として含めるべきものか確認したい。	(10月17日委員会での質疑・意見) 旧施設（クリーンセンター）の建屋は、残っております。本事業の予測は解体工事も含めた工事工程を踏まえて、影響が最大となる時期で予測・評価を行っております。
10	3-41～42	3-1-4 水象の状況	図3-1-15 水象の状況	(11月7日現地調査での質疑・意見) 上大津川を流れる水はどこから来ているのか。また下流はどこに流れしていくのか。	(11月7日現地調査での回答) 周辺地域の側溝等の雨水排水が集水され、下流側の柏市へ流れています。
11	7-72～97	7-2-1 大気質	①調査 ウ. 調査地点 カ. 調査結果	(10月17日委員会での質疑・意見) 現況の環境調査及び環境基準との比較は、どのような意図で行われたのか。	(10月17日委員会での回答) 調査地点は、既存の測定局のデータからこの地域の主風向等を踏まえ、地域全体を把握できるように設定しており、土地利用を踏まえ、人が多く住んでいる住宅地等に4地点設定しております。調査項目は、本事業がごみ焼却施設であることを踏まえて、二酸化窒素や塩化水素等の規制がされている物質としております。調査は、本事業実施前の現状がどうなっているかを確認しており、その調査結果が環境基準と比較して十分に下回っていることを把握しております。
12	7-100	7-2-1 大気質	エ. 予測手法 a) 煙源条件	(10月17日委員会での質疑・意見) 旧施設（クリーンセンター）に比べて、処理能力が2倍になる状況で、大気質の発生源に関する諸元は、どのように設定しているのか。	(10月17日委員会での回答) 発生源の諸元は、メーカーアンケートを基に、最も排ガス量が多いものを設定しております。また、排出濃度については、各種法令の法規制値及び現施設の自主基準値を踏まえて排出ガス基準値での値を設定しております。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
13	3-104～105	3-2-3 土地利用の状況	1．土地利用の状況	(11月7日現地調査での質疑・意見) 上大津川の下流側の調整池は、旧施設（クリーンセンター）と併せて整備したものなのか、人工的なものなのか。	(11月7日現地調査での回答) 旧施設（クリーンセンター）の建設に併せて人工的に整備したものです。
14	7-68, 101, 106	7-2-1 大気質	表 7-2-1-39、表 7-2-1-64 バックグラウンド濃度 表 7-2-1-68 バックグラウンド濃度（短期高濃度予測）	(10月17日委員会での質疑・意見) バックグラウンド値はどのように決めたのか。また、沿道大気質についても、バックグラウンドは考慮されているのか。	(10月17日委員会での回答) バックグラウンド値は、各調査地点における調査結果を基に設定しております。沿道大気質についても、現地調査結果等をバックグラウンド値として考慮したうえで、予測をしております。
15	7-98～123	7-2-1 大気質	(イ) 予測方法 オ. 予測結果	(10月17日委員会での質疑・意見) 予測の計算式や結果の妥当性について教えてほしい。	(10月17日委員会での回答) 予測については、各種アセスでも使用されているブルーム式やパフ式等の予測式を利用していることから、予測結果は妥当と考えております。
16	7-112	7-2-1 大気質	オ. 予測結果 表 7-2-1-70(1) 施設の稼働による大気質の予測結果（長期平均濃度 最大着地濃度地点）	(10月17日委員会での質疑・意見) 二酸化窒素の最大着地濃度の出現距離が他の項目よりも遠距離にあるのはなぜか。	(10月17日委員会での質疑・意見) 突排ガス中には、窒素酸化物が多く占めており、それらが空気中の酸素と結合しながら二酸化窒素に変化するため、他の項目よりも最大着地濃度が遠い距離になります。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
17	7-125～126	7-2-1 大気質	ア. 評価の手法	(10月17日委員会での質疑・意見) 予測結果を問題ないと判断した考え方について教えて欲しい。	(10月17日委員会での回答) 評価は、基準値と比較して満足していること、事業者として環境の保全が適切に図られ、影響を回避または低減していることの2つの観点から行っております。予測結果は、煙突排ガスによる最大着地濃度にバックグラウンドを足した将来濃度が、環境基準等を満足していることから、問題ないと評価しております。また、準備書では本事業による負荷量を整理し、それに対して回避・低減が図られているかも併せて整理しています。
18	7-168	7-2-4 騒音及び超低周波音 1. 騒音	表 7-2-4-1(1) 環境騒音の調査結果（等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) )	(11月7日現地調査での質疑・意見) 環境騒音の現地調査結果において、地点3で環境基準を超過しているが、原因は何か。	(11月7日現地調査での回答) 地点3は道路に面している地点であり、道路交通騒音による影響であると考えております。
19	7-289	7-2-8 土壤	エ. 調査手法	(11月7日現地調査での質疑・意見) 土壤汚染に関連して地下水の流速は調査しているか。	(11月7日現地調査での回答) 流速は測定していません。
20	7-291	7-2-8 土壤	(オ) 土壤汚染対策法に基づく 自主的な土壤汚染調査	(11月7日現地調査での質疑・意見) 多目的広場も土壤汚染対策法に基づく調査を実施したのか。	(11月7日現地調査での回答) 都市計画対象事業実施区域の全域を対象に地歴調査を実施した結果、多目的広場は土壤汚染が存在するおそれがないとされたため、土壤汚染対策法に基づく現地での土壤調査は実施していません。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
21	3-23～40 7-297～300	3-1-3 水質 の状況 7-2-8 土壤	表 3-1-22 ～ 24 地下水質調査結果（令和3年度～令和5年度） i 土壌汚染調査 ii 地下水質調査	(10月17日委員会での質疑・意見) 既存資料の地下水質では、令和4年度の概況調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過している。現地調査では鉛とふつ素が検出されているが、窒素は関係ないということか。また、現地調査は溶出試験の結果と思われ、鉛やふつ素の溶出について、事後調査においては、地下水位だけでなく、地下水質も実施する必要があるのではないか。	(10月17日委員会での回答) 鉛とふつ素が検出されたのは、土壤汚染対策法に基づく自主的な調査であり、今後届け出を提出するにあたり、必要に応じてモニタリングや対策等の適切な対応をしてまいります。なお、地下水質の調査結果では、これら汚染物質は検出されていないことを確認しています。 (10月17日委員会後の回答) 既存資料は、都市計画対象事業実施区域から3km範囲で調査を実施しており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していたのは、いずれの地点も計画地から1.5km程度離れた地点となっております。また、都市計画対象事業実施区域内での地下水質調査結果は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を含む全ての項目で環境基準以下となっております。 地下水質については、基準不適合区画内の地下水下流側又は周縁となる位置における地下水質調査及び分析の結果、各地点で鉛及びふつ素の濃度は、基準に適合していたことから、影響は小さいものと予測しています。そのため、事後調査は実施しないものとしますが、今後、土壤汚染対策法の届出を提出するにあたり、対策が必要な場合に検討します。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
22	7-297～300	7-2-8 土壤	才. 予測結果	(10月17日委員会での質疑・意見) 鉛とふつ素が検出されたのは、表層土壤であり、これらの土壤は工事の際に撤去しないのか。 また、調査深度6mで検出されている鉛については、どのような対策を考えているのか。	(10月17日委員会での回答) 今後、土壤汚染対策法の届出を提出するにあたり、各関係機関と協議を行い、対策を決定していく予定ですが、表層土壤については基本的に除去することを念頭に検討してまいります。 調査深度6mで検出されている鉛については、地下水質調査を実施した結果、検出されていないことから、土壤汚染の拡散は現時点では防止されていると考えております。今後、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。
23	7-297	7-2-8 土壤	図 7-2-8-2 土壤汚染対策法に基づく自主的な土壤汚染調査結果	(11月7日現地調査での質疑・意見) 土壤汚染調査の結果、基準不適合になった地層はどこか。	(11月7日現地調査での回答) 土壤汚染対策法に基づく自主的な土壤汚染調査の結果、基準不適合が確認されたのは6か所です。そのうち、工場棟東側の3か所と北側の1か所は表層で基準不適合が確認されています。また、北側の2か所は表層以外で基準不適合が確認されています。最も深い層で6.45～6.95mです。 なお、基準不適合区画内の地下水下流側又は周縁となる位置で地下水質調査を実施した結果、各地点で鉛及びふつ素の濃度は、基準に適合しています。また、アスファルトで覆われていることから、現状で土壤汚染の拡散は生じていないと考えています。
24	7-299	7-2-8 土壤	才. 予測結果	(11月7日現地調査での質疑・意見) 汚染土の処理方法について教えてほしい。	(11月7日現地調査での回答) 設計施工一括発注になるため現状で未定ですが、業者を選定後に関係機関と十分に協議を行い、関係法令に基づき必要な届出及び適切な対応を行います。基本的には除去する方向で検討をいたします。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
25	7-334～348 7-377～422 7-447～461	7-2-10 植物 7-2-11 動物 7-2-13 生態系	才. 予測結果	(10月17日委員会での質疑・意見)  植物・動物・生態系について、工事中に影響が生じる可能性があるというのは、樹木の伐採によるものか。また、供用時に影響が極めて小さいと判断した考えを教えてほしい。	(10月17日委員会での回答)  工事中の影響については、樹木の伐採により、樹林環境が減少するため、影響が生じる可能性があると予測しております。  供用時については、今後の土地利用計画は決まっておりませんが、敷地の40%以上を緑地とする等の環境保全措置により、影響を低減する計画であることから、影響は極めて小さいと予測しております。
26	7-334～348 7-377～422 7-447～461	7-2-10 植物 7-2-11 動物 7-2-13 生態系	才. 予測結果	(10月17日委員会での質疑・意見)  工事前の植物の面積がどの程度変化するかが重要であるが、工事の前後で植物全体の面積は変わらないという理解で良いか。	(10月17日委員会での回答)  緑地の面積については、旧施設（クリーンセンター）よりも建物が大きくなることから、現状よりも小さくなる可能性があります。ただし、可能な限り既存の樹木を残すこと、新たに植栽する樹種は消失する樹種を選定することにより、影響の低減を図ります。
27	7-340 7-481～485	7-2-10 植物 7-2-15 人と自然との触れ合いの活動の場	表 7-2-10-18 植物群落等の面積の変化 表 7-2-15-11 クリーンセンター公園の改変割合(供用時)	(10月17日委員会での質疑・意見)  説明資料の予測評価の結果において、消失範囲を改変前後の割合「%」で示しているが、実数も示した方が良い。	(10月17日委員会での回答)  説明のスライドには示しておりませんが、準備書本編には、実数も合わせて記載しております。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
28	7-462～463	7-2-14 景観	ウ．調査地点	<p>(10月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>景観調査地点は、遠景や中景の4地点としているが、多目的広場の緑地が消失するため、近景の影響が大きいと考える。近景での調査地点を設定していないのはなぜか。</p>	<p>(10月17日委員会での回答)</p> <p>調査地点の設定の考え方は、煙突の垂直見込み角が1度以上(3km)の東西南北方向に位置し、既存資料等により主要な眺望点とされている地点に設定しております。また、調査地点は、方法書時に委員会や意見書などで問題ないことを確認したうえで調査を実施しております。</p> <p>(10月17日委員会後の回答)</p> <p>千葉県環境影響評価技術指針に基づき、主要な眺望点からの景観の変化を考慮して調査地点を設定しておりますが、本計画施設の周囲は緑道、街路樹、住宅等で囲まれており、主要な眺望点となるような近景の調査地点がみられないことから設定していません。</p> <p>ただし、事業の実施により、新たな建物の出現や多目的広場の緑地が消失する等、敷地周辺の景観は変化することから、影響をできる限り回避・低減できるよう、まとまった樹林を可能な限り残存又は植栽に努めるとともに、造園等に係る専門家の意見を聴取する等、人が自然と触れ合えるような空間の創出とともに、専門的な視点からの緑地の保全及び創出に努めてまいります。</p>

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
29	7-489～492	7-2-15 人と自然との触れ合いの活動の場	③ 環境保全措置	(10月17日委員会での質疑・意見) 多目的広場は、高齢者や若者の利用が見られ、徒歩の利用者が多く、近隣住民の重要な利用空間となっている。改変後も利用者の受け皿として十分であるか確認するため、徒歩圏内の同種施設の面積等の数値目標を含めた環境影響評価を行うと良いと考える。	(10月17日委員会での回答) 環境影響評価とは別に、地域住民に対して多目的広場に求めるものに関するアンケート調査を実施しております。また、可能な限り多目的広場の面積を確保できるように努めてまいります。 (10月17日委員会後の回答) 人と自然とのふれあい活動の場における予測項目は、土地の改変等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利便性、快適性、利用環境及びアクセスルートの変化としており、同種施設の面積等は対象外としています。なお、現時点での土地利用計画では、現状の多目的広場の面積約2.0haから、0.65ha減少した、1.35haとなる条件で予測・評価しております。現時点では具体的な数値目標をお示しすることはできませんが、造園等に係る専門家の意見を聴取し、可能な限り専門的な視点からの緑地の保全及び創出に努めてまいります。
30	—	その他	モニタリング調査 (現施設)	(11月7日現地調査での質疑・意見) 現施設（和名ヶ谷クリーンセンター）の煙道において悪臭調査は行っているのか。	(11月7日現地調査での回答) 年2回実施しており、基準値は超過していません。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解
31	—	その他	モニタリング調査 (旧施設)	(11月7日現地調査での質疑・意見) 旧施設（クリーンセンター）の稼働時は、周辺で大気質の常時監視をおこなっていたか。実施している場合は、その位置と結果を教えてほしい。	(11月7日現地調査での回答) 確認し、後日回答させていただきます。 (11月7日現地調査後の回答) 平成26年度まで松戸市側と柏市側のそれぞれ1地点で測定していました。（位置は別紙のとおり） 都市計画対象事業実施区域からみた位置は、松戸市側が南西方向に約0.5km、柏市側が北東方向に約1.0kmです。 平成26年度における測定結果（年平均値）は、松戸市側及び柏市側ともに二酸化硫黄が0.001ppm、浮遊粒子状物質が0.017mg/m <sup>3</sup> 、二酸化窒素が0.013ppmであり、環境基準を満足していました。

資料2 - 2(別紙)

No.31 補足資料

旧クリーンセンター大気測定局地点図

